

新唐津市民会館（仮称）管理運営計画 目次（案）

1. はじめに

- (1) これまでの経緯
- (2) 計画策定の背景
- (3) 計画策定の目的および計画の位置づけ
- (4) 施設の概要

2. 新唐津市民会館（仮称）の目指すべき将来像

- (1) 基本理念
- (2) 施設管理運営の基本方針
- (3) 目指すべき将来像

3. 事業計画

- (1) 事業方針
- (2) 事業体系
- (3) 事業計画
- (4) 長期的視点
- (5) 目標

4. 利用形態

- (1) 利用方針
- (2) 利用規則
- (3) 施設使用料の考え方

5. 運営体制

- (1) 運営体制の方針
- (2) 運営主体
- (3) 運営体制のモデル

6. 市民参加

7. 広報計画

- (1) 基本方針
- (2) 広報計画

8. 収支計画

- (1) 収支の考え方
- (2) 支出
- (3) 収入

9. 開館に向けて

- (1) 開館までのスケジュール
- (2) 開館に向けた体制
- (3) プレ事業
- (4) 開館記念事業

10. その他

- (1) 評価
- (2) 施設管理

1. はじめに

(1) これまでの経緯

本市においては、昭和45年に唐津市文化会館と曳山展示場を開館し、昭和63年に唐津市民会館に改名したのちに、地域の観光文化の拠点として様々な施設利用を行ってきました。

平成26年の耐震診断の結果、震度6強で倒壊の危険性があるとの診断結果が出たことから建替えの検討を行い、本市の文化振興のために市民会館は必要であると結論づけ、令和元年5月に現地建替えを決定しました。

また、市民会館と一体の建物である曳山展示場も、市民会館解体・建設に伴う振動などの影響が懸念されることから、あわせて整備することとしました。

令和3年3月には、新唐津市民会館（仮称）の基本理念や役割、施設整備の考え方などを定めた「新唐津市民会館（仮称）基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定、令和3年度に設計者を選定し、基本計画を基とした基本設計の検討を行ってきました。

【これまでの経緯】

昭和45年（1970年）	唐津市文化会館／曳山展示場 竣工・開館
昭和55年（1980）	唐津市文化会館 増改築工事の実施
昭和63年（1988）	唐津市民会館に改名
平成4年（1992）	唐津市民会館 楽屋改修工事の実施
平成5年（1993）	唐津市民会館 EV 設置工事の実施
平成26年（2014）	耐震診断で耐震性能不足の診断結果を受ける
令和元年5月（2019）	唐津市民会館の現地建替えを決定
令和3年3月（2021）	新唐津市民会館（仮称）基本計画策定
令和3年3月（2021）	唐津市民会館閉館

(2) 計画策定の背景

新唐津市民会館（仮称）は、市民会館部門、共用部門、曳山展示場部門の3つの機能をあわせ持つ複合施設となり、今後、本市の文化芸術の中核施設、観光交流拠点となります。

そのため、施設の管理運営計画の策定にあたっては、唐津市総合計画を始めとした市の上位計画を反映させつつ、平成29年に改正された「文化芸術基本法」、平成30年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画」、令和2年に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」など、国の方向性なども十分に考慮して、市民や

観光客など、誰もが本市の文化や文化的資源に触れることができるような配慮が必要になります。

(3) 計画策定の目的および計画の位置づけ

本市では、第2次唐津市総合計画の基本目標に掲げた「歴史と文化が輝く観光まちづくり」の実現のため、基本施策として、「文化活動の継承と文化交流の促進」に取り組んでいます。

新唐津市民会館（仮称）は、ホールや共用部、曳山展示場を持つ、複合施設として、基本施策を実現する拠点とするとともに、

- ▶ ホールでのイベントに参加された市民が、共用部で行う市内の祭り展示をみたり、新しくなった曳山展示場の体験メニューを楽しんで頂けるよう案内・誘導を行ったり、
 - ▶ 曳山展示場を目指して来られた観光客が、共用部で行う市内の祭り展示をみて、改めて、祭りの時期に唐津に来訪して頂いたり、
- といった複合施設としての相乗効果も期待しています。

市では、「文化活動の継承と文化交流の促進」を推進するため、また、複合施設としての相乗効果を最大限に発揮するため、新唐津市民会館（仮称）管理運営計画を定め、新施設の管理運営に関する基本的事項及び運営方針等を決めました。

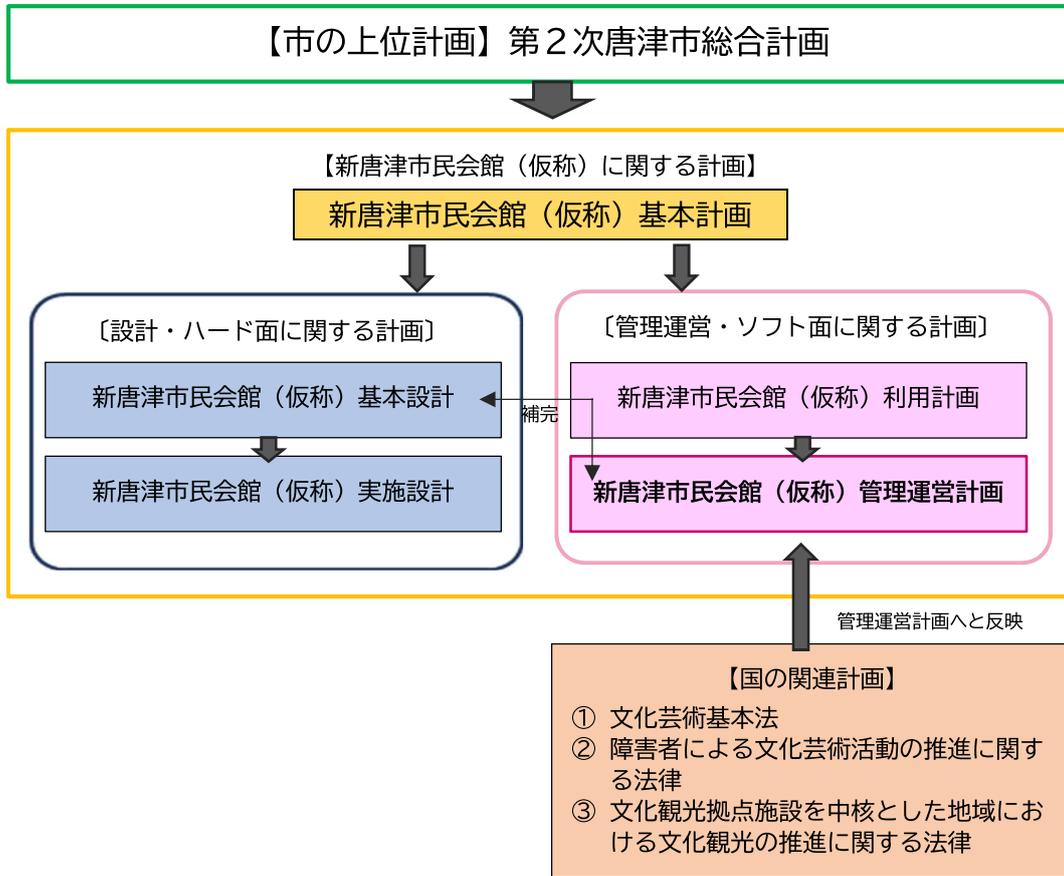
具体的には、新唐津市民会館（仮称）の目指すべき姿を設定し、目指すべき姿を実現するために、新唐津市民会館（仮称）では具体的にどのような事業を行うのか、またその事業を行う運営組織はどのような形態・規模が望ましいのか、事業費や維持管理費をはじめとする運営経費はどの程度必要なのかなどを記載しています。

本計画は、次ページのイメージ図のとおり、第2次唐津市総合計画の下位に位置づけます。

また、本計画は、総合計画を元に令和2年度に策定した基本計画、基本計画を元に令和5年度に策定した利用計画に基づき策定し、新施設の竣工後に、実際に管理運営を行うための指針として位置づけます。

さらには、本年度以降、開館までの期間に行うべき事項についても検討を行っており、開館までのロードマップとしての役割も果たすものとしています。

【本計画の位置づけ】



(4) 施設の概要

部門	室名 (案)	概要 (案)
市民会館部門	大ホール	市民が使いやすく、コンサート、演劇、講演会など、様々な演目に対応する多目的ホールです。 【客席規模】 829 席 【設備等】 大楽屋 1 室、中楽屋 1 室、小楽屋 2 室、楽屋ロビー、楽屋事務室など
	小ホール 【140 m ² 】	小規模な発表会などを行うことができる平土間の多目的ホールです。 発表利用だけでなく、大ホールで行う公演のリハーサルや日常的な練習、会議、ワークショップなどにも利用できます。また、大ホールの出演者が多い催しなどでは出演者の控室としても活用できます。 【客席規模】 100 席程度
	活動室 1 【28 m ² 】	音楽・演劇・ダンスなどの練習利用、会議などに利用できる室です。各室は遮音性能を確保しており、大ホールや展示場、展示ギャラリーなどに影響を与えることなく、安心して利用できます。 また、ホールと同時に利用することが可能で、ホールの楽屋としても活用できます。
	活動室 2 【22 m ² 】	
共用部門	展示ギャラリー	来館者誰もが展示を観覧することができるギャラリーです。唐津の地理的環境や、歴史的環境、唐津市内の伝統芸能や祭りの紹介、唐津観光の魅力、「唐津くんち」の過去・現在・未来をイメージした展示を常設します。 また、ギャラリーの一部は、市民の文化芸術活動の成果などを発表できる場とします。
	エントランスロビー	来館者誰もが利用できる、市民と来館者の交流の場です。イベントなどの開催も可能です。
	売店	「唐津くんち」の関連商品や唐津の特産品などを販売します。
	サービス機能	授乳室、自動販売機コーナー、ロッカーなどを設置します。
	事務室等	曳山展示場の入館受付、市民会館部門の利用受付などができる窓口を備えた事務室を設置します。
曳山展示場部門	観覧エリア	有料で観覧する展示場です。曳山 14 台すべてが一目で見渡すことができるように常設展示します。 「唐津くんち」に関する資料展示コーナーも設置し、唐津くんちへの理解を深める工夫をします。
	くんちシアター	唐津くんち当日の盛況ぶりを、来場者を取り囲むような没入感のある映像で紹介します。
	くんち体験コーナー	太鼓体験や写真撮影コーナーなど、来場者が唐津くんちを体験できるコーナーとします。

※現時点での概要であり、実際は今後変更等が生じる可能性があります。

2. 新唐津市民会館（仮称）の目指すべき将来像

（1）基本理念

新唐津市民会館（仮称）の基本理念については、基本計画を元に、次のとおり示すこととします。

【基本理念(案)】

人と人をつなぐ 未来の唐津へつながる 文化交流拠点

（2）施設管理運営の基本方針

基本理念を実現していくための施設の管理運営の基本方針については、次のように設定します。

【基本方針①】 市民が文化芸術を楽しめる

- 市民の既存の文化芸術活動に対し、活動・発表する環境を充実・発展させます。
- 優れた文化芸術の鑑賞機会の提供など、市民の文化芸術への関心を高め、心の潤いや安らぎとなる空間を作ります。
- 文化の担い手として、実際に活動している方や、団体間の交流を促進し、特徴ある本市の文化を発展させます。

【基本方針②】 文化を大切に作る心を育てる

- 子どもたちが身近に文化芸術に触れる環境を充実させ、文化芸術に親しむ子どもたちを増やし、心豊かな成長に寄与します。
- 地域において取り組まれている文化芸術活動を振興します。
- 市内文化団体等のこれまでの取り組みを継承するため、次世代の担い手育成に取り組めます。

【基本方針③】 歴史的・文化的資源を次世代につなげる

- 国指定重要無形民俗文化財である「唐津くんち曳山行事」の山車である14台の唐津曳山を保存・継承するとともに、市内で受け継がれている伝統芸能や祭りなどを次世代につなげていきます。
- 本市固有の歴史的・文化的資源の展示を行い、市民が地域に根ざした伝統・文化を知ることでの地域愛を育むための取り組みを進めます。

【基本方針④】 施設の効用を最大化する

- 市民会館部門、共用部門、曳山展示場部門の3機能が一体となった、唐津ならではの特色ある事業を展開します。
- 人と文化の融合によって生まれる独自の空間を創出します。
- 市内外の類似施設と連携した人的・物的ネットワークを形成します。

【基本方針⑤】 本市の魅力を総合的に発信する

- 本市の文化や、観光素材、新施設での様々な事業など、市内外へ積極的に発信します。
- 広報手段の多様化に伴い、世代により偏りが生じないよう多様な媒体による情報展開を行います。

(3) 目指すべき将来像

上記、基本理念、基本方針のもと、施設の目指すべき将来像を、次のとおり設定します。

【目指すべき将来像】

日常的に多くの人々が集い 交流が生まれる 文化芸術の創造発信地

- 本施設は、唐津の伝統文化を保存・継承するとともに、新たな唐津の文化芸術を創造し、市内外へと発信する活動を展開します。それらの活動を行うことで、市民が日常的に集い、施設が賑わうことを目指します。
- また、施設の賑わいが、周辺にも波及し、地域全体の活性化につながることや、中心市街地の回遊性を高めることなども目指します。

3. 事業計画

(1) 事業方針

新唐津市民会館（仮称）では、「唐津の文化交流拠点」として、以下の方針に基づき積極的な事業展開を行います。

1) 基本方針

事業計画においては、次の3つの基本方針とします。

①基本計画に基づいた事業計画

- ・令和2年度に、市民の議論で作成された基本計画に基づいた事業を展開します。

②複合施設の特徴を活かした事業計画

- ・市民会館部門、共用部門、曳山展示場部門の3部門からなる複合施設の特徴を活かし、幅広く、新市民会館全体の賑わいを生み出す事業を行います。

③バランスの取れた事業計画

- ・あらゆる世代の市民が集う市民会館として、市民が文化活動に自然に参加できるような仕掛けづくりを行います。
- ・また、子どもや高齢者の利用、障がいを持った方の利用など、幅広い施設利用者を想定した事業計画づくりを行います。

2) 事業の実施方針

部門毎に事業実施方針を定め、施設の存在意義の明確化と地域の文化振興の推進を図ります。

【市民会館部門】

- ・市民の既存の文化芸術活動に対し、活動の場を提供する貸館（施設提供）を事業の軸とし、施設の利用促進を図ります。
- ・舞台公演に際し、各種アドバイスが提供できる相談窓口を設置します。
- ・あらゆるジャンルの優れた公演の鑑賞機会を提供します。
- ・アウトリーチ活動や各種ワークショップ、アートマネジメント教育などに取り組み、将来を担う市民や活動団体の育成に力を入れます。
- ・施設を最大限に活用して市民が気軽に参加できるイベントを実施します。
- ・多くの市民が気軽に参加・参画できるよう情報発信に力を入れます。

【曳山展示場部門】

- ・ 曳山 14 台を常設展示します。（曳山の塗替・修繕時期などは例外）
- ・ 映像、体験などでくunchiを体験できる展示を工夫します。

【共用部門】

- ・ 施設利用者（市民や観光客）に、本市の様々な魅力を知って頂けるよう市内の伝統芸能や祭り展示、観光情報や施設でのイベント情報など、施設の共用部を目一杯に活用した展示を充実させます。
- ・ 季節により、展示内容を見直すなど、リピーターが飽きない工夫を施します。

(2) 事業体系

新唐津市民会館（仮称）では、以下の事業体系により事業を展開します。

		事業体系	事業の考え方
市民会館事業	貸館事業	① 施設提供	市民の既存の文化芸術活動に対し、活動の場を提供する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の文化芸術活動への場の提供 ・ 文化芸術活動の利用に限定しない施設の利用促進
	自主事業	② 創造支援	市民の既存の文化芸術活動を、さらに発展させるための支援を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新唐津市民会館（仮称）を舞台に、新しい文化芸術活動を行う場合の相談対応 ・ 施設利用に関する相談窓口の設置 ・ 文化芸術団体・人材情報の集約・ネットワーク化 など
		③ 鑑賞	市民の文化芸術への関心を高める事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた文化芸術の鑑賞機会の提供 ・ 市民（市民団体）や興行団体、新聞社、放送局などとの連携による鑑賞機会の提供
		④ 体験・育成	市民が、新たに文化芸術活動を始めるきっかけを作る事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術活動のすそ野を広げる取り組み ・ 施設に親しんでもらうための取り組み

	⑤ 交流・連携	<p>市民と文化芸術活動団体、また、団体間の交流を促進する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や観光客が集まりやすいイベント等の実施 ・ 唐津文化芸術祭（仮称）の実施 ・ 新しい文化交流の創出 ・ 近隣類似施設との連携
	⑥ 発信	<p>本市における文化芸術の取り組みや、本市の魅力を発信する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動の実施 ・ 市民が気軽に参加・参画できる予約システムの構築
曳山展示場事業	収蔵事業	<p>佐賀県の重要有形民俗文化財に指定されている曳山 14 台を適切に収蔵し、管理を行います。また、展示コーナーで展示する資料も適切な管理を行います。</p>
	展示事業	<p>収蔵している曳山 14 台を入場者が観覧する展示事業を行います。開館時にはいつでも入館できるようにし、「くんちシアター」「くんち体験コーナー」と併せて提供し、唐津くんちの魅力を伝えます。</p>
共用部門事業	常設展示事業	<p>来館者誰もが展示を観覧することができるギャラリーとして以下の常設展示を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 唐津の地理的環境や、歴史的環境 ・ 唐津市内の伝統芸能や祭り ・ 唐津観光の魅力 ・ 「唐津くんち」の過去・現在・未来
	ギャラリー展示事業	<p>ギャラリーの一部では、市民の文化芸術活動の成果などを発表できる場を提供する事業なども行います。</p>

(3) 事業計画

前項の事業体系に基づき、具体的に実施する事業を想定しました。

開館当初からすべての事業に取り組むのではなく、開館後、市民や活動団体と連携しながら構築していく事業など、段階的に展開していくこととします。

【市民会館事業】

事業種別	事業内容	実施場所
施設提供事業		
施設提供事業 (文化芸術活動での利用)	市民や市内の文化団体等の行う文化芸術活動、および本市の文化芸術活動の活性化に寄与する市外団体の取り組みに対し、ホールや諸室、備品等の貸出しを行います。	ホール 活動室
施設提供事業 (文化芸術活動以外での利用)	予約が入っていない場合には、文化芸術活動の利用に限定せず、様々な会議や打ち合わせ、行事、講演会などにも利用できることとし、施設の利用促進を図ります。	
創造支援事業		
市民団体等による 新しい作品の創造 支援	新唐津市民会館（仮称）を舞台に、新しい文化芸術活動を行う場合の相談対応を行います。	ホール 活動室
市民の文化交流活 動の支援	市民合唱団、市民劇団、中学校や高校の部活動などの市民団体が、コラボして取り組む活動などを支援します。	
鑑賞事業		
公演事業	オーケストラなどの音楽、演劇やミュージカル、ダンスなどの舞台芸術作品、伝統芸能の鑑賞機会を提供します。子ども向けの公演等も計画します。	ホール
映画上演	学校の長期休暇期間等に、子供むけ映画の上演などを計画します。	
鑑賞講座	公演事業に合わせて、鑑賞をより深めるための関連講座を実施します。	ホール 活動室
市民協働事業	市民や市民団体が企画した事業を募集し、協働で実施します。	ホール
共催事業 (興行事業者等)	新聞社、放送局などや民間の興行会社などと共同で公演事業を実施し、多彩な分野の鑑賞機会を提供します。会場使用料の減免等を図ることで唐津市民会館（仮称）の負担なく実施できるようにします。	ホール
体験・育成事業		
体験型ワークショ ップ	市民を対象に、文化芸術に関心を持つ人を増やすための入門型の体験ワークショップを実施します。	ホール 活動室
バックステージ ツアー	施設への理解や関心を持ってもらうため、バックヤードの見学会を定期的に開催します。	全施設
アウトリーチ活動	招へい公演を行う際に来訪するアーティストなどに協力を依頼し、市内の教育機関や福祉施設などでのアウトリーチ活動を行います。	外部

事業種別	事業内容	実施場所
交流・連携事業		
唐津文化芸術祭（仮称）	市内の観光文化施設や中心市街地などが連携して、市をあげた文化芸術の祭典、唐津文化芸術祭（仮称）を開催します。（唐津市民文化祭をリニューアル）	ホール 活動室 共用部等
市内施設連携事業	市内の観光文化施設と連携し、スタンプラリーや共同企画などを開催します。スタッフ同士のネットワーク形成なども図ります。	全施設
地域連携事業	新唐津市民会館（仮称）がプラットフォームとして、地域の交流の場となるよう、フリーマーケット、マルシェ等を開催します。	全施設
九州類似ホール情報交換会	九州の類似ホールとの情報交換を行い、協働による鑑賞事業の実施など、事業展開に活かしていきます。	—
発信事業		
広報誌発行	公演の周知や来館者を増やすことを目的に広報誌を発行します。	—
HP の運営	新唐津市民会館（仮称）のホームページを作成し、施設の最新情報を掲載するとともに、施設予約システムを構築します。	—
リモートライブ配信	公演等のリモートライブ配信を実施します。	—
会員制度の運営	市民、また市外の方に向けて、有料・無料の会員制度を設けます。	—

【曳山展示場事業】

事業種別	事業内容	実施場所
収蔵事業		
収蔵事業	曳山 14 台及び資料展示コーナーでの展示資料を適切に収蔵し、管理を行います。	収蔵庫 展示ケース
展示事業		
唐津曳山展示事業	収蔵している曳山の展示事業を行い、唐津くんちの魅力を伝えます。 展示コーナーは定期的な展示替えを行います。	観覧エリア 展示ケース
くんち魅力体験コーナー運営事業	唐津くんちの魅力を体験できる「くんちシアター」「くんち体験コーナー」の運営を適切に行います。	くんちシアター くんち体験コーナー
発信事業		
広報誌発行（再掲）	来場者を増やすことを目的に広報誌を発行します。	—
HP の運営（再掲）	新唐津市民会館（仮称）のホームページを作成し、施設の最新情報を掲載します。	—

【共用部門事業】

事業種別	事業内容	実施場所
常設展示事業	唐津の魅力を発信する常設展示を実施します。	ギャラリー1 ギャラリー2
ギャラリー活用事業	市内の文化団体や学生などが、一定期間の展示に活用できるように計画します。	ギャラリー3
発信事業		
広報誌発行（再掲）	来館者を増やすことを目的に広報誌を発行します。	—
HPの運営（再掲）	新唐津市民会館（仮称）のホームページを作成し、施設の最新情報を掲載します。	—

(4) 長期的視点

新唐津市民会館（仮称）は、整備後50年以上にわたり活用される施設です。
この施設で行う事業は、長期的な視点をもって展開します。

【中長期的な事業展開（イメージ図（案））】



(5) 目標

新唐津市民会館（仮称）は、本市の文化芸術の中核施設、観光交流拠点として運営をしていきます。

多くの人でにぎわう施設を目指し、長期的な視点を持ちながらも、当面の開館から5年間程度の目標を、以下のように設定します。

大ホール：目標稼働率 55%

曳山展示場：目標入場者数 92,000 人

■文化芸術基本法（抜粋）

[文化芸術振興基本法として平成 13 年公布、平成 29 年改正]

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（概要）』[平成 30 年公布]

(基本理念) 第3条

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

(基本的施策) 第9条

文化芸術の鑑賞の機会の拡大

- ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
- ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など

■文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（趣旨）

[令和 2 年公布]

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。